

地球温暖化対策地方公共団体実行計画【新実行計画（区域施策編）】の策定支援

◆地球温暖化対策実行計画とは◆

平成20年6月に『地球温暖化対策の推進に関する法律』が改正され、『地方公共団体実行計画』の名の下に、『地域の自然的社会的条件に応じた施策』（新実行計画（区域施策編））が、都道府県、指定都市、中核市、特例市について義務化されました。

また、法では新実行計画と都市計画や農業振興地域整備計画等の関連施策との連携を図ることも求められています。

各種会議の支援

庁内会議、計画策定委員会における資料を作成するとともに、会議に出席し、助言・提言を行います。

◆検討の進め方◆

新実行計画は1年間かけて策定します。
 なお、新実行計画は、都市計画などの庁内関係課における関連施策との調整が必要となることから『**庁内会議**』を設置し、意見・検討結果の調整を行います。

また、有識者、住民、事業者等によって構成される『**地球温暖化対策新実行計画策定委員会**』を設置し、委員会方式により策定します。

庁内会議

◆庁内の関係部局によって構成。
 ◆新実行計画は環境部局のみならず、他部局との調整、意見集約が必要となる。

地球温暖化対策
 新実行計画策定委員会
 （計画策定委員会）

◆地方公共団体関係者、関係行政機関、住民、事業者、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター、学識経験者によって構成。
 ◆計画の策定段階では、審議・認証を行う機関となり、将来的には、『地方公共団体実行計画協議会』として、計画の進捗管理を行う可能性もある。

【背景・目的】

【①新実行計画策定の背景・目的】

計画策定に先立ち、地球温暖化の現状や資源エネルギー問題の現状について整理するとともにし、本計画の背景・目的を明確にします。

【②地域特性調査】

計画対象区域における地域特性を把握します。調査項目は主に以下に示すとおりです。

- ◆気象条件（日照、風況、気温、雨量等）
- ◆土地利用、人口の推移
- ◆産業の状況（農林水産業、製造業、商業等）
- ◆ごみ、下水道の整備状況
- ◆公共施設等の整備状況（病院、温泉、ホテル、学校等）

【③住民・事業者アンケート調査】

地球温暖化問題やエネルギー資源問題、省エネに関する理解度、取組状況など、地球温暖化に対する**住民・事業者の意識調査**を行います。

アンケート調査結果は、住民・事業者の意識を把握するとともに、将来的な排出量の推計や施策検討の際に活用します。

【④エネルギー消費量調査】

エネルギー消費量は『地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル』に準拠して算出します。

対象部門は**産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門**となります。

【⑤温室効果ガス排出量調査】

温室効果ガス排出量調査は、エネルギー消費量調査を基にエネルギー種ごとに排出係数を乗じて算出します。

対象となる部門はエネルギー起源の4部門が基本となりますが、**工業プロセス、廃棄物、農業、代替フロンガス**についても把握する場合があります。（自治体レベルによって異なる）

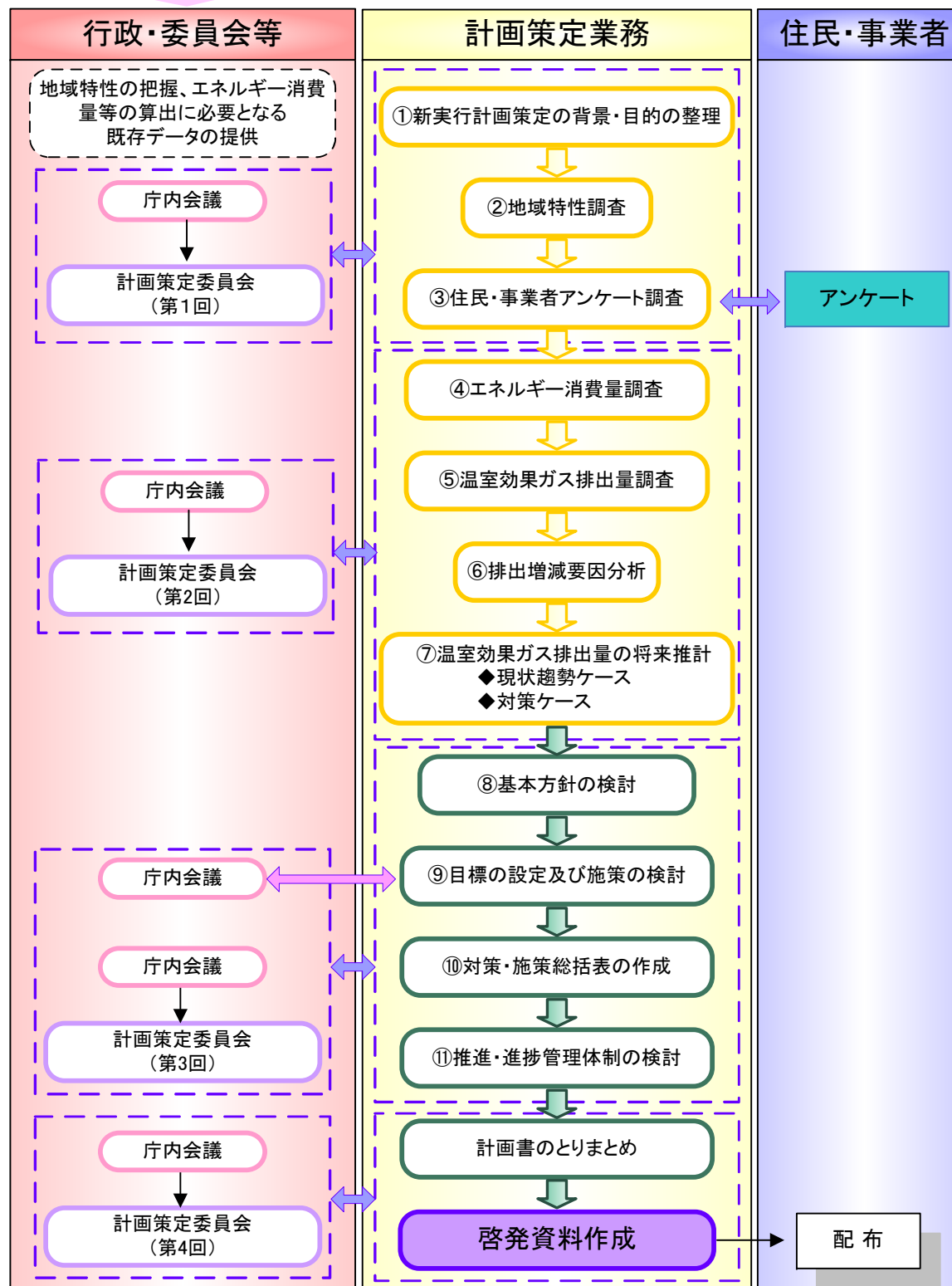
【⑥排出増減要因分析】

温室効果ガス排出抑制に向けて、今後実施すべき対策・施策を検討するため、地域における温室効果ガスの排出特性を把握します。

【⑦温室効果ガス排出量の将来推計】

算出した温室効果ガス排出量をもとに、将来的な排出量の推計を行います。推計方法は『地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル』に準拠して行い、**現状趨勢ケース**、対策・施策を考慮した**対策ケース**の2パターンの推計を行います。

【基礎調査】



【計画策定】

【⑧基本方針の検討】

初期段階調査の結果を踏まえ、地球温暖化対策の基本的な理念・方針を検討します。

【⑨目標の設定及び施策の検討】

対策ケースの将来推計結果を基に、**実施可能な施策**の検討を行い、施策効果を積み上げ、**中期・長期的な数値目標**を設定します。

実施可能な施策の検討は、**環境部局のみならず、総合計画等の他部局の関連施策との調整を図る必要があります**、庁内会議を活用して検討します。

施策分野は以下の4分野となります。

【施策分野】

- ◆『再生可能エネルギーの利用促進』に関する施策
- ◆『地域の事業者・住民の活動促進』に関する施策
- ◆『地域環境の整備及び改善』に関する施策
- ◆『循環型社会の形成』に関する施策

【⑩対策・施策総括表（またはロードマップ）の作成】

温暖化対策を確実に実行していくために、施策毎の導入スケジュール、対策目標値（導入量等）、対策・施策の削減効果、進捗管理方法を整理した『**対策・施策総括表**』または『**ロードマップ**』を作成します。

※『ロードマップ』は各施策分野の対策を時系列上に落とし込み、何時実施するかを示した工程表。

【⑪推進・進捗管理体制の検討】

計画策定後のフォローアップ体制のあり方について検討します。推進体制として、温暖化対策法に基づいた『**地方公共団体実行計画協議会**』の設置等を検討します。進捗管理体制として、PDCAサイクルの形成・運用について検討します。

復建調査設計株式会社 RISE

【広島本社 環境部新エネ・資源循環課】
 広島市東区光町2-10-11
 TEL:082-506-1837
 FAX:082-506-1892 担当者:井上

【九州支社 環境課】
 福岡市博多区博多駅東3-12-24
 TEL:092-471-8324
 FAX:092-415-3751 担当者:遠矢(トオヤ)